



奈労発基 0422 第4号  
平成28年4月22日

関係団体の長 殿

奈良労働局長



### 化学物質に係る法令改正等の周知協力依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）に基づき、一定の危険・有害性が明らかとなっている化学物質については、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施することが平成28年6月1日から義務化されます（参考資料1）。

さらに、平成28年2月24日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第50号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第24号）により、亜硝酸イソブチルなど27物質が当該規制の対象となります。対象物質は裏面のとおりであり、施行日は平成29年3月1日とされています。

これらの改正点を含め、労働安全衛生法に基づく化学物質に係る法令改正等については、来る5月30日に、説明会を実施することとしています（参考資料2）。また、厚生労働省委託事業により、化学物質に係る相談窓口が設けられています。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質に係る法令改正等に関する管内事業者への周知に御協力をいただきたく、別紙を配布するなどにより、傘下会員企業等への周知を図っていただければ幸いです。

〔担当〕 奈良労働局 健康安全課  
☎ (0742) 32-0205

※ 安全衛生に関する資料は、奈良労働局ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

具体的には、「奈良労働局」検索 ⇒ トップページの左端の中央辺りにある黒色「あなたの職場は安全ですか？」からお入りください。